

会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会
会 長 半 田 一 登
(公 印 省 略)

緊急事態宣言再発令に伴う日本理学療法士協会業務体制について

前略 平素より本会事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず医療機関では厳しい状況が続いている中、最前線で患者・利用者の健康と安全を守りながら理学療法を提供している会員諸氏に心より敬意を表します。

さて、首都圏では新型コロナウイルス感染者増加により医療体制がひっ迫しており、小池都知事は年始の記者会見の中で強い危機感を示した上で、事業者へ「週3日、社員の6割以上」のテレワーク実施を呼びかけました。

また、新型コロナウイルス対策として、政府より東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象とした緊急事態宣言が1月7日に発令、8日午前零時から実施される見通しとなりました。期間は1ヶ月程度と発表されています。

これを受け、本会といたしましても、事務局業務体制の維持、及び「国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防」を目的とする職能団体である本会の役員ならびに職員が、新型コロナウイルスの感染源となるリスクを回避すべく、常勤役員ならびに職員のテレワーク勤務を下記要領にて再度実施することといたしました。

つきましては、会員の皆様にはご不便ご迷惑をおかけすることになり誠に恐縮ではございますが、今日の事情をご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

草々

記

1. 期 間

1月8日（金）から緊急事態宣言解除まで

2. 事務局業務体制について

期間中はほぼ全職員がテレワーク勤務となるため、協会事務局へのお問い合わせについては、お問い合わせページ (<http://www.japanpt.or.jp/inquiry/>) からのみの承りとさせていただきます。なお、お電話ではお受けいたしかねますこと、ご了承ください。

以上